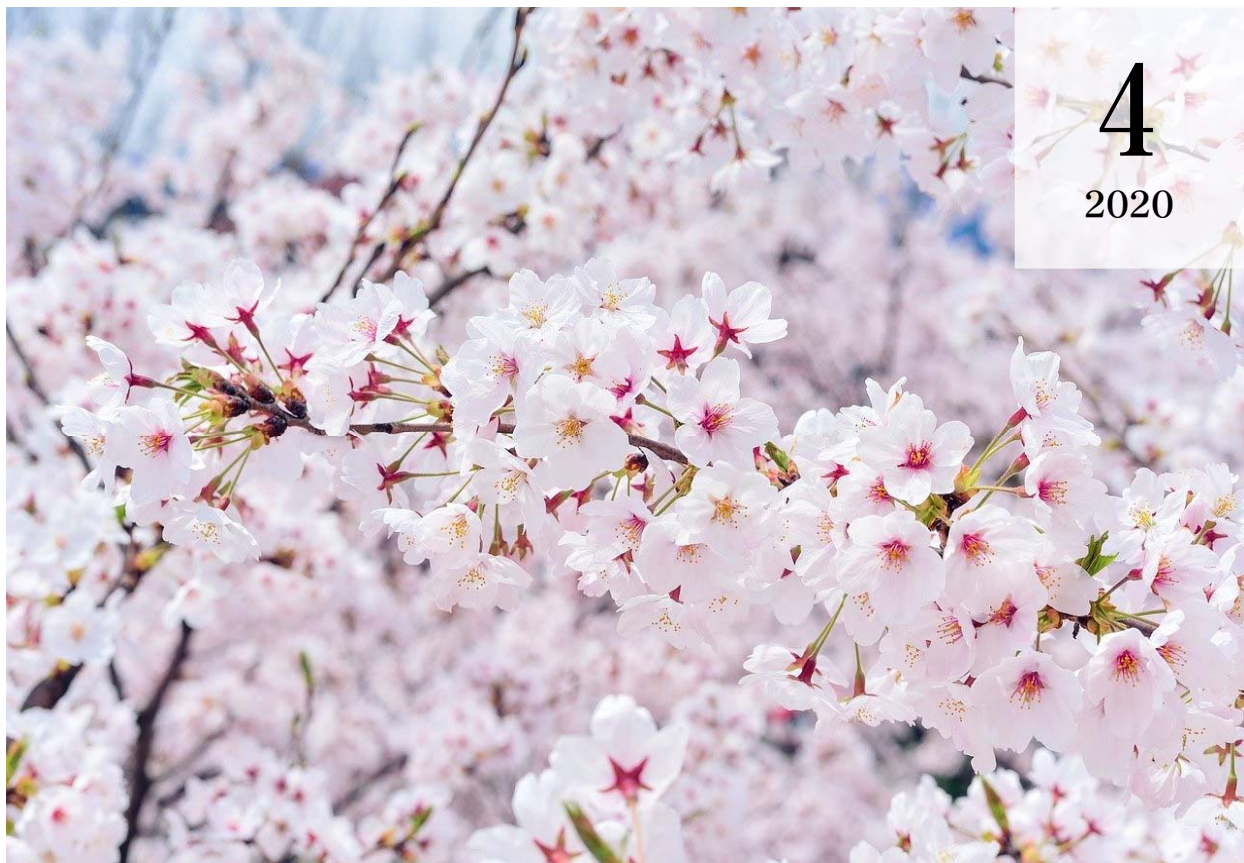


TFS国際税理士法人 News Letter

3月29日、満開の桜に積もる季節外れの雪を自宅から眺めながら、新型コロナウイルス感染拡大は、私達にいったいどんな警鐘を鳴らしているのだろうか？今、この事態から何を学ばなければいけないのだろうか？ 外出自粛が続く日々、悶々と考えていました。。。精神論的・哲学的なことを申し上げるつもりはありませんが「自分のことだけ」「今のことだけ」に目が向きがちな日常を省みて、『私ではなく公を優先する』ことに立ち返る大切な教訓のように思えてなりません。政府・自治体や法に強制されるまでもなく「今」「自分」にできることを考え抜く・・・そんな4月でありたいです。



TFSグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

年収いくらまでなら控除が可能？ 配偶者控除と配偶者特別控除

人の異動が活発なこの時期に、改めて配偶者控除と配偶者特別控除について、確認をしておきましょう。

配偶者控除・配偶者特別控除とは

一定の要件に該当する配偶者がいる所得者（以下、本人）は、本人やその配偶者の合計所得金額に応じて、「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」として、次の控除額を本人の合計所得金額から控除することができます。



所得控除	控除額（単位：万円）		
	配偶者の年齢※	所得税	住民税
配偶者控除	70歳未満	13～38	11～33
	70歳以上	16～48	13～38
配偶者特別控除		1～38	1～33

（※）その年12月31日現在の年齢

本人がサラリーマンであれば、年末調整の時期に「給与所得者の配偶者控除等申告書」（実際は、他の申告書との兼用様式「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」）を事業主へ提出することで、控除を受けることができます。提出忘れに注意しましょう。

対象となる配偶者とは

“一定の要件に該当する配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で次の3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。



対象となる“配偶者”の要件

- 婚姻届が提出されている配偶者であること
⇒ 内縁関係者は対象外です
- 納税者と生計が一緒であること
⇒ 一緒に暮らしているかどうかは関係ありません
- 青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

本人や配偶者の所得制限

「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用には、下表の通り、所得制限があります。本人・配偶者いずれか一方が所得制限から外れてしまうと、適用できません。

所得控除	合計所得金額（令和2年分～）	
	本人	配偶者
配偶者控除	1,000万円以下	48万円以下
配偶者特別控除		48万円超 133万円以下

上表の合計所得金額について、本人は従来通りですが、配偶者は令和2年分（住民税は3年度分）から変わりました。ただし、所得が給与のみの場合、収入ベースでは本人は変わりましたが、配偶者は従来通りです。これらは、基礎控除額や給与所得控除額の改正の影響によるものです。

いずれにしろ、適用を受ける控除額は、**本人や配偶者の合計所得金額に応じて異なります**。それぞれの合計所得金額に注意を払い、控除額を導き出します。いくらになるか、次ページでご確認ください。



○配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額 ―令和2年分(住民税は令和3年度分)以降―

配偶者				本人		
参考：給与のみの場合の年収		合計所得金額		参考：給与のみの場合の年収※1		
				1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	1,145万円超 1,195万円以下
				合計所得金額		
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
				(上段) 所得税 (下段) 住民税		
103.0万円以下		48万円以下	70歳以上※2	38 万円	26 万円	13 万円
				33 万円	22 万円	11 万円
				48 万円	32 万円	16 万円
				38 万円	26 万円	13 万円
103.0万円超 150.0万円以下	48万円超 95万円以下	38 万円	26 万円	13 万円		
		33 万円	22 万円	11 万円		
150.0万円超 155.0万円以下	95万円超 100万円以下	36 万円	24 万円	12 万円		
		33 万円	22 万円	11 万円		
155.0万円超 160.0万円以下	100万円超 105万円以下	31 万円	21 万円	11 万円		
		31 万円	21 万円	11 万円		
160.0万円超 166.8万円未満	105万円超 110万円以下	26 万円	18 万円	9 万円		
		26 万円	18 万円	9 万円		
166.8万円以上 175.2万円未満	110万円超 115万円以下	21 万円	14 万円	7 万円		
		21 万円	14 万円	7 万円		
175.2万円以上 183.2万円未満	115万円超 120万円以下	16 万円	11 万円	6 万円		
		16 万円	11 万円	6 万円		
183.2万円以上 190.4万円未満	120万円超 125万円以下	11 万円	8 万円	4 万円		
		11 万円	8 万円	4 万円		
190.4万円以上 197.2万円未満	125万円超 130万円以下	6 万円	4 万円	2 万円		
		6 万円	4 万円	2 万円		
197.2万円以上 201.6万円未満	130万円超 133万円以下	3 万円	2 万円	1 万円		
		3 万円	2 万円	1 万円		

配偶者控除

配偶者特別控除

配偶者控除

配偶者特別控除

(※1) 所得金額調整控除が適用される場合は、各金額に15 万円を加えた金額。また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合は金額が異なる。
(※2) その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合を指す。



4月から限度額の記載が必要となる身元保証書

従業員が会社へ何らかの損害を与えたときには、従業員は会社へその損害を賠償する責任を負う旨の規定を就業規則に設けていることは多いでしょう。さらに、この規定とあわせ従業員が入社するとき等に、従業員の家族等を保証人とする身元保証書の提出を求めることがあります。今回、民法が改正されたことに伴い、この身元保証に関し限度額を定める必要があります。その内容を確認しておきましょう。



労働基準法における損害賠償の規定

労働基準法に、賠償の予定を禁止する規定があります。これは、雇用契約期間の途中で退職したときに違約金を払わせる定めをしたり、会社へ損害を与えたときに〇〇円を払わせるといった定めをしたりすることを禁じたものです。禁じた目的は、これらの定めをすることによって、従業員の退職の自由を不当に奪うことがないようにするためです。

そのため、あらかじめ違約金や賠償額の金額を決めずに、現実には従業員の責任により発生した損害について、賠償を請求すること自体を定めることは、問題ありません。

民法の「保証」に関する改正

このように労働基準法では、従業員に対する賠償の予定は禁止していますが、保証人に対して賠償を求めることや、その賠償額について定めることを禁止する規定はありません。ただし、民法等に保証人に関する規定があり、これに従う必要があります。

今回、その民法が改正されました。具体的には、保証人が支払いの責任を負う金額の上

限となる極度額（上限額）の記載がない場合、契約自体が無効となります。これは、保証人が、保証人となる時点でどれだけの債務（賠償額）が発生するかが明確になっていないことで、実際に保証すべき損害が生じたときに、想定外の債務を負うことになるケースがあるからです。

そこで、保証人が想定外の債務を負うことを避けるために、「〇〇円」等と明瞭にその極度額を定めることが求められることになりました。

民法改正に伴い必要な対応

入社するとき等に提出を求める身元保証書には、保証人に対する賠償について、次のような具体的な賠償額を定めていない文言となっているケースが多いと考えられます。

従業員が会社へ損害を与えたときで、従業員が賠償できないときは、保証人が連帯して賠償する責任を負う。

このような身元保証書については、2020年4月1日以降の締結では、具体的な金額の記載が求められます。ご注意ください。

今回の身元保証に関する改正は、2020年4月1日の施行です。2020年3月31日までに締結された身元保証書は、改正前の民法が適用となるため、既に提出済みの書面をすぐに締結し直す必要はありません。身元保証書の提出は、法律で義務付けられたものではないため、この改正を機に、身元保証書の提出の必要性から検討してもよいかもしれません。



2019年の産業・学歴別の初任給



新年度の始まりである4月は、新卒採用を行った企業にとっては新入社員を迎える季節です。ここでは、初任給に関するデータを産業や学歴別にご紹介します。

大学卒は20万円以上で推移

厚生労働省が2019年（令和元年）12月に発表した調査結果※から、2019年の産業・学歴別の初任給をまとめると、下表のとおりです。

産業計の初任給では、大学卒は男性が2年連続の21万円台、女性は3年連続の20万円台になっています。なお、男女別の対前年増減率は、高校卒以外は女性の方が高い傾向がみられました。

2019年の産業別の初任給をみると、大学卒では男性、女性ともに、学術研究、専門・技術サービス業が最も高くなりました。高校卒では、男性は建設業、女性は情報通信業が最も高い状況です。また、産業計との比較では、情報通信業だけが学歴、男女別すべて産業計を上回りました。

初任給の増加傾向は数年来続いています。今年の初任給はどうなるのでしょうか。

2019年産業、学歴、男女別初任給（千円）

産業	大学院修士課程修了			大学卒			高専・短大卒			高校卒		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
産業計（2019年）	238.9	239.0	238.3	210.2	212.8	206.9	183.9	184.7	183.4	167.4	168.9	164.6
産業計（2018年）	238.7	239.9	234.2	206.7	210.1	202.6	181.4	182.9	180.4	165.1	166.6	162.3
産業計（2017年）	233.4	233.6	232.4	206.1	207.8	204.1	179.2	180.6	178.4	162.1	164.2	158.4
鉱業、採石業、砂利採取業	270.9	271.2	268.1	219.8	223.9	213.5	-	-	-	169.7	170.4	153.5
建設業	245.3	245.7	241.6	216.7	218.2	211.2	189.4	191.7	181.5	176.1	177.0	167.2
製造業	235.8	236.0	234.3	206.6	207.7	204.4	183.2	184.9	180.0	166.3	167.3	164.2
電気・ガス・熱供給・水道業	229.7	229.6	230.6	202.2	201.8	203.1	181.7	182.2	179.4	162.4	162.6	161.0
情報通信業	244.0	243.9	244.3	218.1	218.3	217.8	190.2	190.5	189.2	171.0	169.6	172.7
運輸業、郵便業	230.9	231.0	230.2	201.5	203.4	199.1	176.6	178.3	174.6	166.8	167.5	165.4
卸売業、小売業	235.7	236.2	233.9	211.0	213.8	207.0	180.5	181.2	179.4	168.4	170.7	166.2
金融業、保険業	246.7	246.1	249.7	207.3	213.9	201.7	172.3	190.8	167.6	158.5	165.8	158.0
不動産業、物品賃貸業	249.0	249.0	248.9	213.9	218.1	207.3	182.4	190.3	177.2	166.8	175.9	160.7
学術研究、専門・技術サービス業	245.5	243.6	252.2	227.2	229.0	223.8	180.0	183.7	174.5	167.4	167.6	166.7
宿泊業、飲食サービス業	169.6	-	169.6	200.8	203.7	199.0	176.5	176.0	176.7	167.8	169.7	166.7
生活関連サービス業、娯楽業	225.5	227.5	222.2	209.0	215.4	204.7	185.0	185.2	185.0	171.3	176.6	168.5
教育、学習支援業	242.3	244.4	237.8	209.4	215.3	206.7	183.1	183.1	183.1	168.1	170.1	163.5
複合サービス事業	227.8	231.7	223.1	184.9	184.0	185.7	161.3	161.5	161.1	159.7	166.1	154.6
サービス業（他に分類されないもの）	229.3	229.2	229.8	205.3	204.9	205.9	176.9	180.1	171.9	167.2	167.8	166.3

厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

※厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用し初任給が確定している14,942事業所について集計したものです。なお、産業計の数値には、医療、福祉の分も含まれます。また、表の「-」は数字がありません。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/19/>

情報セキュリティ10大脅威と企業のセキュリティ対策



情報セキュリティに関する事件や事故は、日々さまざまな形で発生しています。ここでは、独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が発表した「情報セキュリティ10大脅威2020」※¹と、企業が行っているデータセキュリティへの対応状況※²をみていきます。

情報セキュリティの10大脅威

上記発表は、2019年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案を、IPAがランキングしたものです。そのうち「組織」の情報セキュリティにおける10大脅威は、表1のとおりです。

【表1】組織の情報セキュリティ10大脅威2020

1位	標的型攻撃による機密情報の窃取
2位	内部不正による情報漏えい
3位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
5位	ランサムウェアによる被害
6位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止
7位	不注意による情報漏えい（規則は遵守）
8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
9位	IoT機器の不正利用
10位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止

IPA「情報セキュリティ 10大脅威 2020」を決定 より作成

外部からの脅威が多い中、社内に原因のある脅威も含まれています。

企業の対応状況

次に総務省の調査から、企業のデータセキュリティやウイルスへの対応状況について、上位10項目をまとめると表2のとおりです。

【表2】データセキュリティやウイルスへの対応状況
上位10項目（複数回答、%）

パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入	81.1
サーバにウイルス対策プログラムを導入	59.6
ID、パスワードによるアクセス制御	50.5
社員教育	49.5
OSへのセキュリティパッチの導入	44.2
ファイアウォールの設置・導入	43.6
セキュリティポリシーの策定	35.9
アクセスログの記録	32.0
外部接続の際にウイルスウォールを構築	25.1
プロキシ（代理サーバ）等の利用	20.5

総務省「平成30年通信利用動向調査（企業編）」より作成

パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入する割合が最も高く、80%を超えています。また、サーバにウイルス対策プログラムを導入する割合も60%程度になっています。

企業でのセキュリティ対策は、機器やサービスの使用状況によって異なりますが、自社にとって必要な対策を講じなければなりません。上述のIPAでは、サイト上で各種の情報セキュリティ対策に関する情報提供を行っています。自社の対策に不安のある方は、こうしたサイトで確認してみてもいいでしょう。

※¹独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2020」を決定
2020年1月に発表されました。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2020.html>

※²総務省「平成30年通信利用動向調査（企業編）」

2019年5月に発表された2018年9月末時点の調査結果です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200356&tstat=000001129917&cycle=0&year=20180&month=0&tclass=000001129918>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

2020年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 時間外労働の上限規制（中小企業にも適用）

3. 社会保険料の変更

4. 被扶養者における国内居住要件の追加

5. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）

6. 労働者名簿の調製

7. 新入社員のオリエンテーション

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 時間外労働の上限規制（中小企業にも適用）

大企業で2019年4月から適用されていた時間外労働の上限規制が、2020年4からは中小企業にも適用されます。これにより時間外労働に罰則付きの上限時間が設けられ、労働基準監督署に提出する36協定の様式も変更になります。

3. 社会保険料の変更

2020年度の雇用保険料率は2019年度より変更はありません。健康保険料率、介護保険料率は3月分（4月納付分）から変更となります。

4. 被扶養者における国内居住要件の追加

2020年4月以降、健康保険の被扶養者および国民年金第3号被保険者の認定において、国内居住要件が追加されます。これにより、一部の例外を除き、海外で居住している家族を扶養に入れることができなくなります。

5. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）

4月1日付けで年次有給休暇を一斉に付与している場合は、勤続年数に応じた日数の付与を行いましょう。

6. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

7. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

- | | | | | |
|---------|----------|--------|--------|---------|
| ◆主な説明内容 | ◇労働条件の説明 | ◇社内ルール | ◇諸届の方法 | ◇年間行事予定 |
| ◆主な渡し物 | ◇貸与物品 | ◇配付物品 | | |
| ◆主な提出物 | ◇誓約書 | ◇身元保証書 | | |



2020.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	大安	
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引	清明
5	日	先負	
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	赤口	
9	木	先勝	
10	金	友引	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分）
11	土	先負	
12	日	仏滅	
13	月	大安	
14	火	赤口	
15	水	先勝	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	木	友引	●確定申告の提出期限（所得税）、所得税納付期限（現金納付） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付） ●贈与税の申告の提出・納付期限
17	金	先負	
18	土	仏滅	
19	日	大安	穀雨
20	月	赤口	
21	火	先勝	
22	水	友引	
23	木	仏滅	
24	金	大安	
25	土	赤口	
26	日	先勝	
27	月	友引	
28	火	先負	
29	水	仏滅	昭和の日
30	木	大安	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告）